報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和７年４月25日
総務省群馬行政監視行政相談センター

群馬県内の行政相談委員が瑞宝双光章を受章

令和７年４月29日付けをもって、春の叙勲が発令されることになりました。
群馬県内におきましては、行政相談活動において功績顕著な行政相談委員（１名）に対し、勲章が授与されることになりました。

〇勲章受章行政相談委員

古舘　均司（ふるたち　ひとし）さん
（73歳　甘楽町担当）

平成13年　４月１日　　当初委嘱
平成17年　５月12日　群馬行政評価事務所長感謝状
平成23年　５月17日　関東管区行政評価局長表彰
平成28年　10月７日　総務大臣表彰

別紙　受章行政相談委員の功績、行政相談委員制度の概要

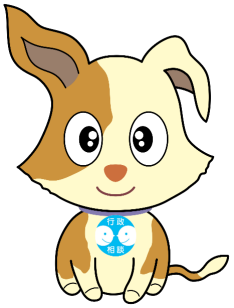

行政相談のマスコット
キクーン

照会先：群馬行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課　星野
電　話：０２７－２２１－１６４８
ﾌｧｯｸｽ：０２７－２２１－１６４９
メール：gunma30@soumu.go.jp

別　紙

【受章行政相談委員の功績】

群馬県内の行政相談委員全員で組織された団体において、平成 25 年度から理事に就任し、他の委員の模範となるとともに他の委員の活動を支援し、行政相談制度の発展、向上に大きく貢献している。

また、委員は、行政相談制度及び行政相談所の開設について、甘楽町の町民カレンダー、広報誌、ホームページ等を活用した周知を行うなど、行政相談制度及び行政相談委員の活動の周知を積極的に図るとともに、地域住民が利用しやすいよう、民生委員及び人権擁護委員との合同による定例の行政相談所を毎月 2 回開設し、さらに自宅等においても行政相談を受け付けるなど、地域住民や各種の団体等からの苦情や意見・要望を汲み上げている。

取り扱った行政相談の中には、①地元住民から、介護サービスを受けるためには、どのように手続を進めればよいか分からず困っているとの相談を受け、介護保険制度について説明するとともに、地域包括支援センターに相談してケアマネジャーの支援を受けつつ介護認定を受けるように助言した事例や②地元住民から、定年退職後の年金の受給開始時期の判断について、どこに相談すればよいか教えてほしいとの相談を受け、年金の繰下げ受給について説明し、繰下げ請求した時期に応じて受給できる年金額が増額する旨を伝え、詳細については年金事務所で確認できることを助言した事例などがある。

【行政相談委員制度の概要】

１　総務省の行政相談制度について

国民の皆様から、国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から関係行政機関等に必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、国民の声を行政の制度及び運営の改善に生かす仕組みです。

２　行政相談委員

行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱された民間有識者で、国民の身近なところで気軽に相談ができる窓口として､全国に約5,000 人が配置されており、無報酬のボランティアとして、国の行政に関する苦情などの相談を毎年約８万件受け付けています。

具体的には、①登記・マイナンバー、②租税、③保険・年金など、様々な行政分野に関する苦情・相談を受け付け、相談者に対して助言を行ったり、苦情の対象となった関係行政機関に対して、具体的な改善を働きかけるなど、国民の行政に対する苦情の解決を促進する上で、重要な役割を担っています。

令和 7 年 4 月 1 日現在、群馬県内においては、91 人の行政相談委員が活動しています。